○東北学院大学点検・評価に関する規程

平成17年４月１日制定第11号

改正

平成18年４月１日

平成22年６月１日

平成26年６月４日改正第62号

平成26年10月３日改正第70号

平成28年３月22日改正第68号

平成28年７月27日改正第107号

平成29年１月11日改正第10号

平成29年３月22日改正第65号

平成30年３月28日改正第38号

令和２年12月24日改正第139号

令和３年３月10日改正第28号

令和３年３月31日改正第70号

令和５年３月８日改正第90号

令和５年９月20日改正第193号

令和６年９月４日改正第132号

東北学院大学点検・評価に関する規程

目次

第１章　総則（第１条）

第２章　点検・評価の実施方法（第２条―第４条）

第３章　点検・評価の組織（第５条―第11条）

第４章　点検・評価報告書の公表及び活用（第12条・第13条）

第５章　外部評価（第14条―第16条）

第６章　雑則（第17条・第18条）

附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規程は、東北学院大学学則第１条の２第２項並びに東北学院大学大学院学則第２条第２項及び第３項に基づき、東北学院大学（以下「本学」という。）の点検・評価について必要な事項を定める。

第２章　点検・評価の実施方法

（点検・評価の実施時期）

第２条　本学の点検・評価は、毎年度実施するものとする。

２　前項の定めにかかわらず、大学の点検・評価を必要とする研究プロジェクト等については、必要に応じて実施する。

（点検・評価の項目及び内容）

第３条　前条第１項の点検・評価は、次に掲げる項目のうち、第５条に規定する委員会が年度ごとに指定する項目について実施する。

（１）　理念・目的

（２）　内部質保証

（３）　教育研究組織

（４）　教育課程・学習成果

（５）　学生の受け入れ

（６）　教員・教員組織

（７）　学生支援

（８）　教育研究等環境

（９）　社会連携・社会貢献

(10)　大学運営・財務

(11)　その他本学の点検・評価に関して必要な事項

２　前項の点検・評価項目の詳細な内容は、公益財団法人大学基準協会の点検・評価項目に従うものとする。

３　点検・評価に際しては、そのための必要な資料として大学基礎データ、基礎要件確認シート並びに教員の教育及び研究に関する業績データを収集整理するものとする。

４　点検・評価項目の評価基準、大学基礎データ及び基礎要件確認シートの様式は、公益財団法人大学基準協会等が実施する認証評価に求められる主要点検・評価項目、大学基礎データ及び基礎要件確認シートに準拠する。

５　前条第２項の点検・評価項目は、当該研究プロジェクト等の内容に応じて設定する。

（報告書の作成）

第４条　前条第１項に基づき作成する報告書は、次のとおりとする。

（１）　点検・評価報告書（大学基礎データ及び基礎要件確認シートを含む。）

（２）　教員業務・活動報告書

２　第２条第２項に基づく研究プロジェクト等の点検・評価報告書は、前条第５項の点検・評価項目に関して作成する。

第３章　点検・評価の組織

（委員会の設置）

第５条　点検・評価を実施し、本学における教育及び研究の質の向上を図るため、東北学院大学点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員会の業務）

第６条　委員会は、第２条に基づき本学、本学を構成する全ての組織及び職員が行う点検・評価の実施を統括し、認証評価の年度を除く３年ごとに第４条第１項第１号に定める点検・評価報告書を作成する。

２　委員会は、前項に定める業務のほか、点検・評価項目の性質に従って点検・評価を行い、必要に応じて報告書を作成する。

３　委員会は、点検・評価の結果を踏まえ、点検・評価の実施体制、点検・評価項目、実施方法及び結果の活用方法等を定期的に見直し、その改善に努めなければならない。

４　委員会は、本学の関係組織に対し、点検・評価のために必要な資料の提出を求めることができる。

５　委員会は、研究プロジェクト等の点検・評価の実施など必要に応じて小委員会又は作業部会を設けることができる。

６　委員会は、前項に定める小委員会及び作業部会の活動状況について報告するものとする。

（委員会の構成）

第７条　委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

（１）　副学長

（２）　学部長及び教養教育センター長

（３）　研究科長

（４）　各学部及び教養教育センターから１名ずつ選出された教員

（５）　各研究科から１名ずつ選出された教員

（６）　高等教育開発室長、高等教育開発室副室長及び高等教育開発室専任教員

（７）　宗教部長、学長室長、教学組織改編推進室長、総務部長、地域連携部長、研究支援部長、学務部長、国際交流部長、入試部長、学生部長、就職キャリア支援部長、図書館長、図書部長及び情報システム部長

（８）　教職課程センター所長

（９）　法人事務局次長、内部監査室長、庶務部長、人事部長、財務部長、施設部長、広報部長及び史資料センター事務室長

(10)　次長及び課長

２　委員会に委員長を置く。

３　委員長は、副学長（点検・評価担当）をもって充てる。

４　委員会に副委員長を置き、副学長（学務担当）をもって充てる。

５　委員長に事故あるときは、副委員長が委員長の職務を代行する。

６　委員長は、必要に応じて、委員以外の教職員を委員会に陪席させることができる。

（委員会の開催、定足数及び議決）

第８条　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

２　委員会は、定期的に開催されるほか、委員長の判断により必要に応じて開催されるものとする。

３　委員総数の３分の１以上の委員による要請がある場合は、委員長は速やかに委員会を開催しなければならない。

４　委員会の開催は、委員の過半数の出席を必要とする。

５　委員が公務のため委員会に出席できないときは、その事情を明らかにして委員長に委任状を提出し、議決権の代理行使を委託することができる。

６　委員会の議決は、出席者の過半数をもって行い、可否同数の場合は、委員長が決する。

（委員の任期）

第９条　第７条第１項第４号及び第５号の委員の任期は、３年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の委員が欠けたときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役職によって委員となる者については、当該役職の任期を委員の任期とする。

（専門委員会）

第10条　委員会は、点検・評価を円滑に実施するため、次に掲げる専門委員会を設けることができる。

（１）　「授業改善のための学生アンケート」実施委員会

（２）　教育・研究業績編集委員会

（３）　ＦＤ推進委員会

（４）　学長重点項目評価委員会

２　委員会は、それぞれの専門委員会について規程を設ける。

３　委員会は、各専門委員会の活動につき、定期的に報告するものとする。

（点検・評価報告書の提出）

第11条　委員会は、第６条第１項及び第２項に基づき作成した点検・評価報告書を、本学の内部質保証をつかさどる東北学院大学内部質保証委員会の議を経て学長に提出するものとする。

第４章　点検・評価報告書の公表及び活用

（点検・評価報告書の公表）

第12条　学長は、委員会から提出された点検・評価報告書の内容について理事長に報告するものとする。

２　学長は、委員会から提出された点検・評価報告書を、本学教職員、学外の諸機関等に公表する。

（点検・評価報告書の活用）

第13条　学長及び関係各組織の長は、点検・評価の結果を踏まえ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動及び管理運営等における問題点を速やかに改善し、質的水準の向上と活性化に努めるものとする。

第５章　外部評価

（外部評価の実施）

第14条　本学が実施する点検・評価について、外部による評価を受けるものとする。

（外部評価の点検・評価項目及び内容）

第15条　外部評価を受ける場合の点検・評価項目及び内容は、外部評価を実施する機関の定めに従うものとする。

（外部評価の結果の公表及び活用）

第16条　外部評価の結果については、委員会に報告し、第11条、第12条及び第13条を準用するものとする。

第６章　雑則

（事務）

第17条　この規程に関する事務は、学長室政策支援ＩＲ課において処理する。

（改廃）

第18条　この規程の改廃は、委員会が発議し、教授会及び大学院委員会の議を経て学長が行い、理事会の承認を得るものとする。

附　則

1　この規程は、平成17(2005)年４月１日から施行する。

2　東北学院大学自己点検・評価委員会規程は、これを廃止する。

3　東北学院大学大学院自己点検・評価に関する規程は、これを廃止する。

4　東北学院大学大学院自己点検・評価委員会規程は、これを廃止する。

附　則（平成18年４月１日）

この規程は、平成18(2006)年４月１日から施行する。

附　則（平成22年６月１日）

この規程は、平成22(2010)年６月１日から施行する。

附　則（平成26年６月４日改正第62号）

この規程は、平成26(2014)年６月４日から施行し、平成26(2014)年４月１日から適用する。

附　則（平成26年10月３日改正第70号）

この規程は、平成26(2014)年10月３日から施行する。

附　則（平成28年３月22日改正第68号）

この規程は、平成28(2016)年４月１日から施行する。

附　則（平成28年７月27日改正第107号）

この規程は、平成28(2016)年７月27日から施行し、平成28(2016)年７月１日から適用する。

附　則（平成29年１月11日改正第10号）

この規程は、平成29(2017)年１月11日から施行する。

附　則（平成29年３月22日改正第65号）

この規程は、平成29(2017)年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月28日改正第38号）

この規程は、平成30(2018)年４月１日から施行する。

附　則（令和２年12月24日改正第139号）

この規程は、2020年12月24日から施行する。

附　則（令和３年３月10日改正第28号）

この規程は、2021年４月１日から施行する。

附　則（令和３年３月31日改正第70号）

この規程は、2021年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月８日改正第90号）

この規程は、2023年４月１日から施行する。

附　則（令和５年９月20日改正第193号）

この規程は、2023年９月20日から施行し、2023年４月１日から適用する。

附　則（令和６年９月４日改正第132号）

この規程は、2024年９月４日から施行する。